

[事案 22-118] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 5 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

変額個人年金加入の際、募集人(銀行員)から「必ず儲かる」との断定的な説明を受け誤解させられ契約したとして、契約取消および既払込保険料の返還等を求め申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 6 月、以前から預金の関係で付き合いのあった募集人(銀行員)から勧められ保険料一時払の変額個人年金に加入した。その際、募集人から「預けてから 2 年くらいは解約金等で原資を割るが、加入後 3 年後からはリターンがついて、解約金を支払っても絶対損はしない」との説明があり、それを信じて加入したが、4 年 6 カ月が経過した時点で、解約返戻金は払い込んだ保険料を大幅に割り込んでいる。

そこで保険会社に説明を求めたところ、「死亡すれば 600 万の保険金が支払われる」「後 10 年経てば満期になるのだから…」と言うのみで、納得いく説明をしてくれない。

もともと募集人の虚偽の説明により契約させられたものであり、契約を無かったことにして、一時払保険料に普通預金に換算した利息を付して返還して欲しい。

<保険会社の主張>

下記理由により、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 銀行が申立契約の取扱状況について調査し、関係者にヒヤリングを行うとともに、申込手続き時の帳票類を確認した結果、申立契約については、同行より中途解約時の元本割れの可能性を含めて、商品内容・投資リスク等の重要事項について募集資料を使用して説明し、販売ルールにのっとり適正な取り扱いをしている旨の報告を受けている。
- (2) 当社が申立契約を引き受けるに際し、申立人から提出された申込書兼告知書には、申立人の署名・捺印がなされており、記入内容に問題は見受けられない。
- (3) 申立人からの問い合わせに対し、当社では真摯に対応している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張は必ずしもはっきりしないが、消費者契約法第 4 条 1 項 1 号(不実告知)同 2 号(断定的判断の提供)違反もしくは民法第 96 条 1 項(詐欺)による取り消し、または民法第 95 条(錯誤)による無効の主張であると解し、申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記のとおり申立契約を無効ないし取り消し得る理由がなく、本件申立内容は認めることができないことから、指定(外国)生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 消費者契約法に基づく取消し、詐欺に基づく取消しについて

下記のとおり、募集人が申立契約を勧誘するに際し、事実と異なることを告げた、あるいは断定的な判断の提供を行ったとは認められず、消費者契約法第 4 条 1 項 1 号及び 2 号に基づく取消しは認められない。また、募集人が、詐欺を行ったとも認められず、

民法第96条1項の詐欺も成立しない。

- (1) 本件については、以下の事実が認められ、募集人が申立人に交付し、申立人が確認した資料によれば、申立契約は、運用期間満了後にのみ年金原資として元本（一時払保険料相当）が100%保証されるものであり、運用期間の途中で解約をした場合に運用成績が悪かった際には、元本を割り込む可能性があることが明確に示されている。
 - ①申立契約の申込書兼告知書には、加入にあたっての確認欄があり、「1.「ご契約の概要」「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」「ご契約のしおり/約款」「特定勘定のしおり」を確かに受領し、かつ内容を確認のうえ同意しました」等の記載があり、申立人が署名・押印している。
 - ②通常、募集人は、パンフレットなどを使用して契約内容を説明するのが一般的であり、パンフレットなどを使用せずに申立契約の内容を説明することは困難であることから、本件においても、パンフレットを使用して説明されたものと推測されるが、パンフレット記載のイメージ図によれば、運用により資産残高が変動し、一時払保険料を下回る場合があることが容易に窺える。
 - ③解約返戻金について、パンフレットには「解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動（増減）します。解約返戻金には最低保証がありませんので、一時払保険料を下回ることがあります」との記載がある。
 - ④申立人の年金額シミュレーションには、運用が年率マイナス5%の場合、0%の場合、2.5%の場合、5%の場合の経過年数ごとの解約控除期間の解約返戻金列表の記載があり、運用が悪い場合には、解約返戻金が元本を割り込む金額となることが具体的に示されている。
- (2) 通常、募集人が、これらの書類の記載内容に明確に反して、申立契約について「年2.5%～5%で運用して3年後から解約金を支払っても、リターンが多くついて、解約しても損はない。」と説明することは考えられず、その点を認定するには、それを裏付ける相応の証拠が必要となるが、募集人の上記発言を裏付ける証拠は、申立人の供述以外に無く、募集人が上記発言をしたと認定することは困難である。

2. 錯誤(民法95条)の成否について

- (1) 前記各書類の記載からすれば、申立契約は、本件契約が運用期間満了後の年金原資としてのみ元本の100%を保証する契約であることが容易に認識しうるので、本件において、錯誤の存在を認めることは困難である。
- (2) 仮に錯誤が認められ、それが「要素の錯誤」に当たるとしても、申込書兼告知書の裏面に記載されている「重要事項確認書」の記載内容(運用期間満了後は基本保険金額相当額の年金原資は最低保証されるが、解約返戻金は一時払保険料を下回ることもあり、最低保証はなされないこと等)を確認せず、申込書兼告知書に署名・押印した申立人には、錯誤に陥ったことにつき重大な過失があったと言わざるを得ず、申立人から無効を主張することはできない（民法第95条ただし書）。